

## 金沢大学附属病院における知的財産管理・権利活用業務に関する手順書

### (目的)

第1条 本手順書は、金沢大学附属病院（以下「附属病院」という。）における知的財産管理及び権利活用業務を、金沢大学先端科学・社会共創推進機構（以下「先端科学・社会共創推進機構」という。）、研究・社会共創推進部産学連携推進課（以下「産学連携推進課」という。）、有限会社金沢大学ティ・エル・オー（以下「KUTLO」という。）が連携して実施するに当たり、各々が行う業務手順を明確化することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 本手順書で使用する用語の定義については、金沢大学職務発明等取扱規程第2条の定義を用いる。

### (業務範囲)

第3条 知的財産管理・権利活用業務の業務範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 発明等の届出・認定。
- (2) 評価票の作成。
- (3) 技術移転会議での評価・検討。
- (4) 研究担当理事による知的財産管理・権利活用にかかる決定。
- (5) 知的財産権の管理および技術移転等による活用。

### (分担と体制)

第4条 知的財産管理・権利活用業務の分担および体制は、以下のとおりとする。

#### (1) 研究担当理事

知的財産権に係る職務発明の認定、特許を受ける権利等の承継、出願、審査請求等の中間処理、外国出願（PCT 出願含む）、PCT 出願各国展開、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」という。）への外国出願支援申請、特許料・登録料納付、権利活用の最終決定を行う。

#### (2) 先端科学・社会共創推進機構、産学連携推進課、KUTLO の各担当者

発明者等と連携して金沢大学の知的財産権の、特許を受ける権利等の承継、出願、審査請求等の中間処理、外国出願（PCT 出願含む）、PCT 出願各国展開、JST への外国出願支援申請、特許料・登録料納付、権利活用の判断、実施のために必要な、情報収集、打合せ、事務等を行う。

#### (3) 技術移転会議

研究担当理事の最終決定に際して諮問に応じ、答申するために、先端科学・社会共創推進機構内に技術移転会議を設ける。技術移転会議には先端科学・社会共創推進機構、産学連携課、KUTLO の各担当者が必要に応じ参加する。

### (知的財産管理・権利活用業務に関する手順)

第5条 知的財産管理・権利活用業務に関する手順を次のとおり定める。

#### (1) 職務発明等の届出・認定

- ① 知的財産に係る発明等を行った教職員は発明届を研究担当理事あてに提出する。
- ② 研究担当理事は必要に応じて、学内、学外の専門家の意見を聴取することができる。

- ③ ②における判断の結果は研究担当理事から発明者代表に通知する。
- ④ 上記の事務は産学連携課で執り行う。
- (2) 評価票の作成
  - ① 職務発明と認定された発明等について、特許を受ける権利等の承継、出願、審査請求等の中間処理、外国出願 (PCT 出願含む)、PCT 出願各国展開、JST への外国出願支援申請、特許料・登録料納付の可否判断の参考とするため、先端科学・社会共創推進機構、KUTLO いずれかの担当者が当該案件担当者となり、発明評価票の作成を行う。
  - ② 案件担当者は、発明評価票の作成に当たり、必要に応じて、情報収集 (調査、発明者へのヒアリング、学内、学外の専門家との相談) を行う。
- (3) 技術移転会議での評価・検討
  - ① 案件担当者は、技術移転会議において、本条(2)で作成した発明評価票の説明を行う。
  - ② 上記説明に基づき、技術移転会議において、特許を受ける権利等の承継、出願、審査請求等の中間処理、外国出願 (PCT 出願含む)、PCT 出願各国展開、特許料・登録料納付の可否に関する答申案を決定する。
  - ③ 権利活用についても、先端科学・社会共創推進機構、KUTLO いずれかの担当者が当該権利活用候補発明の担当者となり、技術移転会議で権利活用の可否を判断する上で必要な事項を報告し、技術移転会議で当該権利活用の可否の答申案を決定する。
- (4) 研究担当理事による知的財産管理・権利活用等に係る決定
  - ① 研究担当理事は本条(3) ②、③記載の答申案を受け、特許を受ける権利の承継、出願、審査請求等の中間処理、外国出願 (PCT 出願含む)、PCT 出願各国展開、特許料・登録料納付、権利活用の可否を決定する。
- (5) 知的財産権の管理および技術移転等による活用
  - ① 本条(4)の決定に従い、先端科学・社会共創推進機構、産学連携課、KUTLO の各担当者は、協力して権利の承継、出願、審査請求等の中間処理、外国出願 (PCT 出願含む)、PCT 出願各国展開、特許料・登録料納付、権利活用を実施する。
- (6) 学外への業務の委託
  - ① 先端科学・社会共創推進機構、産学連携課、KUTLO の各担当者は、学外の特許事務所、調査会社等に、本条(1)から(5)の業務の一部を委託することができる。

附則

この手順書は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この手順書は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この手順書は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。